

主な記事

- 局長会議でキャッシュレス納付など議論 2面
- 「減税より賃上げ」骨太の方針原案 2面
- 事業者のデジタル化で政府税調が会合 3面
- 「ひと」全法連女連協・村上会長 3面

12月1日以後に更正の請求など必要

11月末までに確定申告 基礎控除の見直し等の適用に

国税庁が5月30日に公表した「令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係) Q & A」では、7年度税制改正による基礎控除等の見直し等が施行される今年12月1日より前までに7年分の確定申告書を提出した場合の見直し等適用時の取扱いや今年12月1日以後にe-Taxソフトで同申告書を提出する場合の同適用時の注意点が示されている。年の途中での見直しとなるので、その内容を反映させるための手続き等が複雑になる面があることは否めない。

確定申告書とは、年中途中で死亡した場合や転勤などにより年中途中で出国する場合に提出する確定申告書のこと。

Q & Aの問7-1(令和7年11月30日以前に確定申告書を提出する場合の基礎控除等)によると、7年度税制改正による基礎控除の見直し等は今年12月1日施行のため、今年11月30日以前に同申告書を提出した場合、今年12月1日以後にe-Taxソフトで確定申告書提出する場合、令和7年12月2日(月)までに更正の請求を行えば、基礎控除の見直し等の適用を受けることができる。

すでに提出した同申告書に係る法定申告期限が到来していない場合は、訂正申告書の提出で基礎控除の見直し等の適用を受けることができない。

申告書提出する場合の見直し等の適用を受けることができない。ただし、今年11月30日以前に同申告書を提出した人が、今年12月1日以後にe-Taxソフトで確定申告書提出する場合、令和7年12月2日(月)までに更正の請求を行えば、基礎控除の見直し等の適用を受けることができる。

東京局が文書回答

株式報酬に非業績連動指標組入れて

東京国税局は5日、事前照会のあった「非業績連動型株式報酬の税務上の取扱いについて」の文書回答を国税庁ホームページ上で公表した。同局は、照会の事実が前提なら差し支えない旨回答している。

照会者は、非同族会社の内国法人であり、業績連動の役員報酬として業績連動型株式報酬を

入力ができないという。このため、e-Taxソフトを利用する場合の基礎控除額の入力は、申告書第一表欄の「基礎控除」欄には金額を入力せず、初期表示の「0,000」の

「雑損控除」欄に見直し後の基礎控除額を入力する。この際に、雑損控除も入力する必要がある。場合によっては、雑損控除額と見直し後の基礎控除額を合わせた金額を入力。また、申告書等送信票(兼送付書)の「特記事項」欄に「基礎控除額●●●円(雑損控除額●●●円)」(雑損控除額もある場合は「雑損控除額●●●円、基礎控除額●●●円」と入力する)として

賃貸借処理は引き続き分割控除

移転外リースの消費税 質疑応答事例を更新

国税庁はこのほど、消費税の質疑応答事例「所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の取扱い」を更新した。令和7年度税制改正により、リース譲渡に係る

資産の譲渡等の時期の特例(延払基準)が廃止されたが、賃借人における処理にかかわらず、賃借人において会計上賃貸借処理が可能

な場合、引き続き分割控除として差し支えないとしている。新リース会計基準に

状況を示す指標を組み入れて算定することとした。具体的には、照会者は、対象役員との間で業績連動型株式割当契約を締結し、当該契約に基づき、一定の算式で算定される数の株式による給与を支給することとしている。

また、「雑損控除」欄に見直し後の基礎控除額を入力する。この際に、雑損控除も入力する必要がある。場合によっては、雑損控除額と見直し後の基礎控除額を合わせた金額を入力。また、申告書等送信票(兼送付書)の「特記事項」欄に「基礎控除額●●●円(雑損控除額●●●円)」(雑損控除額もある場合は「雑損控除額●●●円、基礎控除額●●●円」と入力する)として

このほか、問7-3(令和7年12月1日以後に確定申告書を提出する場合の特定親族特別控除)では、書面提出の場合とe-Taxソフト利用の場合とに分けて、今年12月1日以後に7年分の同申告書を提出する場合に新たに創設された特定親族特別控除の適用を受けるための必要な申告書への記載の方法やe-Taxソフト利用時の入力方法が示されている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、賃借人が賃貸借処理をしていない場合、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理(一括控除)することとなるが、移転外リース取引につき、賃借人が賃貸借処理をしていない場合、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理(一括控除)することとなる。

新リース会計基準において借手は、原則、すべてのリース取引について、使用権資産及びリース負債を計上する。このほか、株式報酬のうち一定の算式で算定する額とすれば算定される部分の額について

示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標または売上高の状況を示す指標に該当しない指標(非業績連動指標)を算定方法の基礎に組み入れておけること

なわち、株式報酬のうち一定の算式で算定する額とすれば算定される部分の額について照会していた。

は、損算入業績連動給与の額として取り扱っても差し支えないかと照会していた。

が、業績連動指標を基礎として客観的に算定された部分がある場合における当該部分、す

るが、監査対象法人以外(中小企業など)については、引き続き中小企業の会計に関する指針または中小企業の会計に関する基本要領に則った会計処理も可能とされており、所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理を行うことができる。

坂口合名会社

社長 坂口平兵衛

米子市尾高町六十六番地

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

松本好正 著 ▼A5判・460頁・定価3960円(税込)

事例と解説による みなし譲渡所得課税の実務

本書は、所得税法59条だけでなく譲渡があったものとして課税される見落としがちな事項を通過・情報・判例から厳選し60余の事例で解説。個人から法人(公益法人、権利能力なき社団等)に対する贈与・遺贈、包括遺贈に係る限定承認、共有地分割、借地権課税、遺留分侵害額請求による財産の移転など、一歩踏み込んだみなし譲渡所得課税における究極の一冊!!

山田吉隆 著 ▼B5判・280頁・定価2970円(税込)

三訂版 家族信託の税金

平成18年に信託法が全面改正されたことにより、家族信託の利用が増える一方、土業など支援者の責任が問われる裁判が増えている。本書では、信託税制と難題と言われている「遺留分問題」「債務控除問題」及び「相続税法9条の4と9条の5の矛盾」について解説。特に家族信託を支援されている税理士、司法書士、弁護士等の必携の書。

小田満 著 ▼A5判・220頁・定価2200円(税込)

令和7年度版 基礎から身につく所得税

所得税制度の仕組みを十分理解できるように、所得の種類や税額の計算、申告の仕方までを分かりやすく解説。令和7年度の税制改正における「103万円の壁」問題に関する基礎控除や給与所得控除の改正並びに特定親族特別控除の創設等に対応し、所得税を基礎から体系的にかつ実践的に学べるよう解説。編集した実務家を目指す方々にも最適な入門書。

北本高男 著 ▼A5判・250頁・定価2200円(税込)

令和7年度版 基礎から身につく相続税贈与税

相続税・贈与税の基本的な仕組みを学べるよう、基礎的な内容に絞って簡潔に解説した入門書。具体的な税額計算・使用頻度の高い特例制度の概要など、相続税・贈与税の初学者が欠かすことのない重要なポイントを平易に解説。令和7年度税制改正を盛り込んだ最新版。

和氣光 著 ▼A5判・310頁・定価2200円(税込)

令和7年度版 基礎から身につく消費税

インボイス制度の開始にあわせ、初めて消費税の実務に携わる事業者のために、納税義務者・課税対象・税額控除など基本的事項を解説しているほか、一般用・簡易課税用・2割特例の税額計算・申告書作成例を解説。また、令和8年11月より開始される輸出物品販売場制度(リファンド方式)の概要を新たに収録。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL:03-3829-4141(代) FAX:03-3829-4001
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
大蔵財務協会オフィシャルサイト「リーニョール」
https://www.zaikyo.or.jp

全国国税局長会議を開催

国税庁は2、3日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局長会議を行った。会議では、「環境変化」に

源泉所得税のキャッシュレス納付をさらに促進



同庁は、これまでも各局とKSK2・GSS(ガバメントソリューションサービス)環境への移行やセンター化全署実施など大きな

人材確保には厳しき、庁・局・署一丸で対応

環境変化を前提に、国務省として業務を効率化し、重点課題など

した体制整備に向けた今後の取組方針「マネジメン

このため、単純に現場環境を整備するのではなく、執務環境

また、「国税職員の確保」についても、

このほか、適用期限切れが迫る事業承継

とめた。この中では、税制面で骨太の方針に盛り込まれている内容

骨太の方針「減税より賃上げ」の実現目指す 食事支給に係る所得税非課税限度額は引上げへ

政府が6日に開催した経済財政諮問会議(議長 石破茂首相)で「経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる骨太の方針)2025」の原案が明らかに

すのではなく、物価上昇を上回る賃上げを普

地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

また、「国税職員の確保」についても、

このほか、適用期限切れが迫る事業承継

とめた。この中では、税制面で骨太の方針に盛り込まれている内容



不足、高騰しても、ここまでの騒ぎとはならないだろう

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋市長徳区新開町22番20号

名古屋市南区加福本通2丁目19番地 TEL. 052-611-1151

TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp



最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。



本社：名古屋市千種区今池3-9-21 TEL (052) 733-3401



地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へライフスタイル提案 商社

TOYOSHIMA

豊島株式会社

www.toyoshima.co.jp

事業者のデジタル化の普及に前向きな意見多数

生産性の向上などに期待

政府税調がデジタル化対応と納税環境整備で専門家会合

政府税制調査会の経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（座長＝岡村忠生京都大学名誉教授）は11日、財務省内で第3回会合を開き、前回の会合で取り上げた、国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題に加え、事業者のデジタル化・税務手続のデジタル化、個人住民税の現年課税化などについて議論した。このうち事業者のデジタル化等では、生産性の向上などが期待できるとして、普及を進めるべきとの意見が多くを占めていた。

国境を越えたEC取引には一般的に2つの形態が存在し、一方は、多くの無申告が生じている可能性があるが、もう一方については、少額な貨物が免税対象とされており、これらの取引については国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがあるとして（5月19日号2面参照）、これまで出ていた論点と

意見を整理した。事業者のデジタル化等では、国税庁の担当者も、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいくことを説明、現状では取引発生から申告・納付まで、あらゆる事務処理に手作業が発生しているが、これがデジタルによりシームレス（継ぎ目がない）で処理できるようになるとして、デジタルシームレスの普及に向けて引き続き積極的な取り組みを進めるとした。これらに対して委員からは、シームレスは相手方がいるもので協調領域であり、公共性があるものでもあろう、その普及に期待している、インセンティブを設けることで効果は期待できるなどの意見が出ていた。

また、税に対する公平感を大きく損なうような行為、主に税務調査等での場面への対応では、資料の提示・提出を拒む納税者に対してどのような効果を生じさせることが有効かとの論点で、所得計算

上の措置・新たな行政制裁・罰則の強化などが考えられるものの、どの程度の内容、期間にすれば良いかなどの課題もあるとの声もあった。

個人住民税の現年課税化では、個人住民税を前年所得課税として課税資料を活用することにより、市町村における調査事務の簡素化・効率化が図られることなどがあるが、個人住民税を現年所得課税とする中で、所得発生時点と納税の時点を近づけることで、前年より所得が減少した者の負担感が減少する（働き方の多様化なども念頭）、所得税と同時に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる、などの意義が示された。しかし、委員からは、なぜ、いまこれを議論するのか、なんらかのデータがないと議論できないなど意見が出ていた。

国税庁は10日、「インボイスの取扱いに関するQ&A」を更新した。このQ&Aは、事業者が新たに示すべき事項について整理し集約したものとしており、いわゆるインボイスQ&A（消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A）に先立ってインボイスに関する取扱いが示されるものとなっている。今回の更新では3問が追加された。

追加されたのは、問5「適格請求書の交付に当たっての金銭的負担」、問6「適格請求書の交付に当たっての期間制限」、問7「プラットフォーム課税の対象となる取引に係る適格請求書等」。

なお、問1から問4はすでにインボイスQ&Aに取り込まれている。

欧米主要国には毎年調整する仕組みが存在

物価高対応の基礎控除等の引上げ

政府税制調査会が物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討に着手した（6月2日号1面参照）。令和7年度税制改正法の附則に盛り込まれた内容を踏まえた対応で、5月29日の会合では、財務省から考えられる具体的な物価調整の額が定額であること

整のイメージが3案示された。資料によると、米英仏の欧米の主要4か国では物価や所得者の支出見込額を指標に毎年、基礎控除等の物価調整を行う仕組みが存在しており、海外では特に珍しいものではないようだ。

所得税には基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。国内ではデフレが長く続いたためその間、問題が顕在化していなかったが、ここ数年は物価高騰が続く。結果、最後に実質的な基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価が20%程度上昇し、これらを踏まえて7年度税制改正で所得税の基礎控除額が従来の最高48万円から同58万円に10万円（20%程度）引き上げられた。

その上で、税制改正法の附則に、所得税の抜本的な改革について検討を加え、結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずる旨とその検討に当たっては、源泉徴収義務者の事務負担への影響を勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるための具体的な方策を検討する旨が盛り込まれた。政府税調での検討の着手はこうした流れを受けたものとなる。

米英仏だと、米英は物価調整制度を法定しており、米は結果を当局が公表して適用、英は結果を財務省令により反映している。他方、独仏は物価調整を慣行で行い、それぞれ結果を法改正によって反映している。調整の頻度はいずれの国も毎年で、米英仏は物価を指標に、独は5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出の基準需要を、調査のない年は物価等の変動率に基づく同見込額をそれぞれ指標としている。

目の前のこと受け入れて粛々と

定時連絡協議会でのほど、女性部会連絡協議会の新会長に就任した。法人会活動に関わって約25年。地元では先輩たちに付いて、会活動に取り組んできた。女連協では2期4

年、副会長を務めた。「目の前のことを受け入れて、粛々と会務に取り組んでまいります。一人では何もできませんので、皆様のお力を借りながら前に進んでいきます」と抱負を語る。

「税に関する絵はがき「コンクール」。実はこの事業、自身の地元である広島・福山市で

成13年から始まったもの。「参加校は昨年すでに全国7574校まで拡大しています。全国的に浸透しており、地元の先輩たちも喜んでいらっしゃるです」と

さらなる進展も視野に入れる。また、女連協は令和4年度から「食品ロス」削減にも取り組んでいる。本業の一つに外食産業もあることが

ら、「世界の状況をみれば、食料問題は重要です」と言い切る。普段はホテル業、外食産業などを幅広く手掛ける会社で、総務や人事の仕事をこなしている。スケジュールは

いっぱいだが、法人会活動のために時間を作り、趣味の旅行も楽しみ、30年ぶりにゴルフも再開した。

座右の銘はソクラテスの言葉である「善く生きる」と語る。（吉

泉徴収義務者の事務負担への影響を勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるための具体的な方策を検討する旨が盛り込まれた。政府税調での検討の着手はこうした流れを受けたものとなる。

米英仏だと、米英は物価調整制度を法定しており、米は結果を当局が公表して適用、英は結果を財務省令により反映している。他方、独仏は物価調整を慣行で行い、それぞれ結果を法改正によって反映している。調整の頻度はいずれの国も毎年で、米英仏は物価を指標に、独は5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出の基準需要を、調査のない年は物価等の変動率に基づく同見込額をそれぞれ指標としている。



全国法人会総連合 女性部会連絡協議会 会長
村上 康恵 さん



「税に関する絵はがき「コンクール」。実はこの事業、自身の地元である広島・福山市で成13年から始まったもの。「参加校は昨年すでに全国7574校まで拡大しています。全国的に浸透しており、地元の先輩たちも喜んでいらっしゃるです」とさらなる進展も視野に入れる。また、女連協は令和4年度から「食品ロス」削減にも取り組んでいる。本業の一つに外食産業もあることが

ら、「世界の状況をみれば、食料問題は重要です」と言い切る。普段はホテル業、外食産業などを幅広く手掛ける会社で、総務や人事の仕事をこなしている。スケジュールはいっぱいだが、法人会活動のために時間を作り、趣味の旅行も楽しみ、30年ぶりにゴルフも再開した。座右の銘はソクラテスの言葉である「善く生きる」と語る。（吉泉徴収義務者の事務負担への影響を勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるための具体的な方策を検討する旨が盛り込まれた。政府税調での検討の着手はこうした流れを受けたものとなる。

米英仏だと、米英は物価調整制度を法定しており、米は結果を当局が公表して適用、英は結果を財務省令により反映している。他方、独仏は物価調整を慣行で行い、それぞれ結果を法改正によって反映している。調整の頻度はいずれの国も毎年で、米英仏は物価を指標に、独は5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出の基準需要を、調査のない年は物価等の変動率に基づく同見込額をそれぞれ指標としている。

米英仏だと、米英は物価調整制度を法定しており、米は結果を当局が公表して適用、英は結果を財務省令により反映している。他方、独仏は物価調整を慣行で行い、それぞれ結果を法改正によって反映している。調整の頻度はいずれの国も毎年で、米英仏は物価を指標に、独は5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出の基準需要を、調査のない年は物価等の変動率に基づく同見込額をそれぞれ指標としている。

社会に貢献する
優良企業

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

愛媛製紙株式会社

日本興運株式会社

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話 (0896) 213-5400
取締役社長 井川 博明
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話 (0896) 244-3333
取締役社長 井川 和寛
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話 (0896) 241-2550
取締役社長 井川 正

BE AN EXPLORER.
冒険しよう。

BEMAC 株式会社

本社：〒794-8582 愛媛県伊予郡喜多郡100番地 TEL: 0898-25-8282
営業本社：TEL: 03-6595-5211 大阪支社：TEL: 06-6476-0511

相続土地国庫帰属制度見直しの検討を

帰属土地が増加、処分等でコスト増も

所有者不明土地対策の基本方針等を改訂

所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議は6日、第15回会合を開催し、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針等を改訂した。同会議における財務省等の資料では、相続土地国庫帰属制度について、国庫に帰属した土地の管理・処分の状況等が示されており、帰属土地には、測量や境界確定、地下埋設物撤去が必要と見込まれる事例があり、管理・処分コストが増加するおそれがあるとした。同基本方針では、同制度の運用状況を分析し、帰属土地の効果的な活用や効率的な管理に向けて、例えば、境界の考え方や処分のあり方といった制度の見直しを含めた検討を行うとした。

中には、傾斜地や無道路地、樹木に覆われた土地などの活用が困難な土地もあり、中長期にわたって管理を行っていく必要があるとしている。そして、帰属財産の管理に当たっては、草刈り・巡回等の管理コストを要し、さらに、処分（一般競争入札等）に当たっては、物件調査作成や鑑定評価等の処分コストを要するとしている。

揮発油税セミナーを開催

全周連 国税庁の犬飼係長が講師

全国間税会総連合会は4日、東京都千代田区の主婦会館プラザエフで揮発油税中央セミナーを開催した。二写真。

これは、全国の石油精製・石油化学会社の代表者が講師となり、石油関連諸税の概要・揮発油税の課税物件、納税



に関する検討会は3日、第4回会合を開催した。住所地税の例外となつている道府県民税利子割について、あるべき税率帰属との乖離が拡大しているとして、税率帰属の適正化に向けた骨子案が示された。それによると、利子割において住所地税を実現することは困難であるとして、あるべき税率帰属地と団体を一致させることができないう場合の措置として講じられている地方消費税における清算制度の導入が考えられるとした。そして、あるべき税率帰属地との乖離が拡大している現状を踏まえ、できる限り早期に実現できるように、具体的な検討を進める必要があるとした。

漏えい等事案は過去最多

個人情報 紙媒体によるものが6割超

個人情報保護委員会（以下、個人情報保護委員会）は10日、令和6年度個人情報保護委員会年次報告を公表した。この中で6年度の民間事業者からの個人データ（個人情報等を体系的にまとめたもの）の漏えい等事案に関する処理件数と特定個人情報（マイナンバー）を含む個人情報（個人情報）の漏えい等事案に関する処理件数を明らかにして

おり、個人情報の漏えい等事案は1万9056件（委員会直接受付1万4198件、委任先省庁経由分が4858件）、特定個人情報（個人情報）の漏えい等事案は2052件で、ともに過去最多だった。

個人データの漏えい等事案のうち、委員会直接受付分についての分析で、1件当たりの事案は、金融機関や自治体等から委託を受けて、

さまざまな通知書の印刷・発送業務を手掛けている法人が委託に伴い、委託元から受け取った300万人分以上の個人データなどを漏えいしたものがある。同情報には自治体の納税通知書に記載される

情報も含まれていた。また、国と地方の行政機関等からの個人情報（個人データ）の漏えい等事案に関する処理件数は1951件で、内訳は国の行政機関等が221件、地方の行政機関等が1730件だった。

実施したもの。令和7年の賃上げ実施状況は、「賃上げを実施（予定含む）」の企業は、全体では前年度比4.7ポイント減の69.6%、20人以下の小規模企業は同5.6ポイント減の57.7%と減少した。

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

土井忠信清水舗
【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》
大原本店・三軒院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテル店

電炊きまでごはん **土井**
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい SUINA 室町店
DOI PLUS ONE KYOTO

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

「現時点では未定」が同2.9ポイント増の31.9%、「賃上げを見送る（予定や引下げも含む）」が同1.4ポイント増の6.8%だった。これを小規模企業で見ると、「前向きな賃上げ（同）」が同1.2ポイント減の21.5%、「防衛的な賃上げ」が同4.4ポイント減の36.2%、

パスワードのAWES Clean
（空気）Air
（水）Water
（熱）Energy
（土）Soil
イクイップメントのサポート商社
昭栄
株式会社
●本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
●本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

続 傍流の止論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

46

中国の春秋時代、宋の狙公が、「子飼いの猿にトチの実を与えるのに、朝に三つ暮に四つとしたところ、猿たちは少ないと怒り、朝に四つ暮に三つとしたら大いに喜んだ」という故事に倣い、「目の前の違いばかりこだわって、同じ結果になるのに気がつかないこと」、「口先でうまく人をだますこと」を朝三暮四という。

今年も、物価が上昇し、選挙の年ということもあって、政治家による「朝三暮四」的な減税論争がマスコミをにぎわした。曰く、「消費税は一時廃止する」、「消費税を5%にする」、「食料品の消費税を0税率にする」、「所得税の基礎控除等を大幅に引き上げる」等々である。

いかに、「税制は政治なり」といっても、このような減税をしたら、後はどうなるかを考えているのであろうか。今、政治家が言うような大幅減税をすれば、我が国の財政状況を考えれば、数年後には大幅な増税をしなければならぬはずである。まさに、「朝三暮四」ならず「朝四暮三」ということになる(もともと、減税を主張する政治家は、選挙に勝つか否かが問題であって、将来の財政には関心が無いのであろうか)。

そして、令和6年度の租税収入は、総額約73兆円で、消費税が約24兆円と、所得税の約20兆円、法人税の約18兆円を上回り、まさに、租税収入の大黒柱となっている。それでも、租税収入が歳出の約6割足らずしかないから、今後の財政を考えたら、減税どころか増税しか考えざるを得ないはずである。

その中で、消費税は、その税率がヨーロッパ諸国の税率の半分にはすぎないので、増税の最大の候補になっているのである。これは、ある程度、財政状態を知っている者の共通の認識である。

また、「朝三暮四」のもう一つの政治問題は、米価の引下げにもみられる。農林水産大臣の舌禍によって、交代した新大臣が、いきなり「米

の価格を5キロ当たり2000円にする」と言い、マスコミの寵児になっている。筆者も、家内の体力の低下により、重いものの買い出しをしているので、最近の米の値段には辟易している。だから、「2000円にしてくれ」というのであれば、大変ありがたいことである。しかしながら、筆者は、公務員の駆け出しは「農林技官」であり、今でも、「米の何たるか」は十分承知していると、自負している。この米問題も、租税問題同様、構造的な問題を抱えているが、租税よりもっと深刻であると考えられる。そのため、今、フロック的に「5キロ、2000円」ができたとしても、それは、長期的な米の需給関係の改善にはつながらないこととなる。これも「朝三暮四」ならず「朝四暮三」といいたいところである。

朝三暮四

ともあれ、消費税減税にせよ、米価引下げにせよ、その背景には、我が国の貧困化、「眠れる30年」の経済停滞がある。筆者は、34年前、国税庁課長時代に、アメリカの「納税者権利憲章」の実態を調査するために出張したことがある。その時は、「ジャパン・アズ・ナンバワン」の時代であり、日本のGNPはアメリカの5割にも達する時であった。アメリカの街は、犯罪とホームレスに溢れ、日本が学ぶことは何も無いように思えた。

ところが、現在では、日本のGDPは、アメリカの13%に下落し、先進国と名乗ることさえはばかられるようになっていた。なぜか? その理由は、識者によって異なるが、第二次世界大戦後、食うや食わずの生活を体験し、必死に働いて高度経済成長期を成し遂げた世代の一人として言わせていただければ、「辛ぶ」と働くと「辛」の重要性を忘れたことにあると考えられる。

この30年、我々が築いた経済力にあぐらをかき、やれ「ゆとり教育」だの、やれ「働き過ぎ」だの、やれ「コンプライアンス」だのと宣って、世界一の「祝日」を作り、必死に「辛ぶ、働く」ことを忘れたのではないかと思われる。

昔の人は、「稼ぐに追いつく貧乏なし」と言って必死に働いてきたが、それを実践すれば、先のような「減税」や「備蓄米」のため半日も並んで「5キロ、2000円」にすぎない必要もないはずである。

③ 一定の地域への寄附金は対象外
上記②については、個人がふるさと納税で地方自治体に寄附金を支出した場合に返戻品を受領することができるのに対して、法人の場合には、返戻品その他の利益を受けることは禁止されおり、禁止されているものの例として「寄附を理由とした補助金の交付」、「入札や許認可での便宜を供与」といったものも挙げられています。

また、上記③の一定の地域とは、寄附法人の本社が所在する地方公共団体及び地方交付税の不交付団体である東京都や三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村となります。

3 令和7年度税制改正
寄附をした法人に対する便宜供与といった不適切事案への対策として、当法人やその関係会社が、地方創生プロジェクトの競争入札において一者応札で受託した場合等に該当するときには、その寄附をした法人名が公表されるといった透明化措置等が図られています。その他、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化が図られることとなりました。

が寄附を行った場合に、法人関係税からの税額控除(最大60%)、寄附額の損金算入による税額軽減(最大約30%)により、最大で寄附額の約90%の税額が軽減され、企業の実質負担額は約10%になるといったものです。

なお、税額控除額(最大60%)の詳細な計算は、以下のとおりです。

- ① 法人住民税 (法人住民税法人税割額の20%が上限)
 - i 法人道府県民税 寄附額の5.7%
 - ii 法人市町村民税 寄附額の34.3%
 - ② 法人税 (法人税額の5%が上限)
 - ①の法人住民税からの控除が、寄附額の40%に達しない場合、その残額(寄附額の10%を上限)。
 - ③ 法人事業税 (法人事業税額の20%が上限) 寄附額の20%
- 2 実務上の留意点
本制度の適用を受けるうえでは、次の3つの留意点があります。
- ① 寄附額は、1回当たり10万円以上からが対象
 - ② 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることの禁止

企業が寄附を行った場合最大で90%の税額軽減

返礼品その他の利益を受けることは禁止

企業経営者・経理担当者が知っておきたい

重要税務・実務のポイント

Part2 10

■BGU税法倶楽部 税理士 澤田 富雄

企業版ふるさと納税制度

令和7年度税制改正にて企業版ふるさと納税制度の適用期限が3年間延長されました。平成28年度の制度開始時は、寄附企業数459社、寄附額7.5億円だったのに対して、令和5年度は、それぞれ7,680社、470億円と本制度の活用事例は大幅に伸びています。そこで改めて、本制度の概要及び留意点を確認していきます。

1 企業版ふるさと納税制度の概要

本制度は、地方経済が、人口減少・過疎化、地域産業の衰退等の課題に直面する中、官民が連携してそれらを成長のエンジンへと転換すべく、地方への資金の流れの創出・拡大を促すことを趣旨としています。

具体的には、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業

プチコール PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15 電子申告済 '32.12.28 山本

プチコール smart24 電子申告済 '32.12.28 東京税理士事務所

サンビー株式会社

からだに合った生薬が

身体を芯まで温める。

生薬の巡り湯

生薬はじめ有効成分が溶け出し湯へ広がる。温浴効果とともに、巡れ、全身へ。

松田医薬品株式会社

Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

裁決事例集

243

編集部編

裁決のポイント

米国の遺族年金の受給権は財産的価値があり、法令上、非課税規定は設けられていないから相続税が課税されると判断された事例。

原処分庁が、審査請求人の配偶者を被相続人とする相続税について、請求人が被相続人の死亡により取得した米国の遺族年金に関する権利は相続により取得したものとみなされるとして、相続税の更正処分等を行ったのに対し、請求人は、当該権利は相続により取得したものとみなされないなどとして、原処分の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、米国の遺族年金の受給権は相続税が課税されるとして、請求人の請求を棄却した(令和6年5月22日付、非公開裁決)。

関係法令

相続税法第3条(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)第1項(柱書及び同項第6号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が当該定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものを取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者が、当該定期金に関する権利を相続又は遺贈により取得したものとみなす旨規定している)。

事案の概要

請求人の配偶者であるA(被相続人)は、〇年〇月〇日(相続開始日)に死亡し、その相続が開始した。相続に係る共同相続人は、請求人、長女、二女、長男及び二男の5人である。

米国の年金制度の概要は、次のとおり。
④ 退職・遺族・障害保険制度においては、被用者及び年収が一定額以上の自

米国の遺族年金受給権は非課税規定なく、相続税の課税対象

営業者が、米国の社会保障制度の加入対象者となる。

② 米国の年金制度の加入期間が1年6カ月以上ある者は、日本国及び米国の両国の年金制度の加入期間を通算して10年以上となる場合には、米国の年金制度から退職年金を受けることができる。
③ 遺族年金制度がある。

被相続人は、相続開始日より前に、米国退職年金を受給していた。被相続人が死亡したことにより米国退職年金の受給は終了し、請求人は、米国遺族年金を受給する権利(受給権)を取得した。

請求人は、受給権を取得したことにより、令和2年9月以降、毎月、米国遺族年金を受給することとなった。

同年中に請求人が給付を受けた米国遺族年金(4カ月分)の額は〇〇〇〇で、1カ月当たりの給付額〇〇〇〇から算出した、同年において請求人が受給権により1年間に給付を受けるべき金額は〇〇〇〇〇〇だった。請求人は、米国遺族年金を一時金など年金以外の形式で受給することはできず、その受給を自ら停止しても解約返戻金を受領することはできない。

請求人が受給権により3年以降の1年間に給付を受けるべき金額は、相続開始日において判明していなかった。

請求人は同年2月2日、本件相続に係る相続税について、申告書を原処分庁に提出して申告した。

原処分庁は調査を実施し、請求人及び〇〇に対して調査結果の内容の説明を行ったところ、請求人は、受給権を除く相続財産等の課税価格の一部に誤りがあったとして、4年12月28日に本件相続税について、修正申告書を原処分庁に提出して申告した。

原処分庁は、5年2月10日付で、請求人に対し、本件相続税について過少申告加算税の賦課決定処分をし、同年3月31日付で、本件相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

請求人は、同年6月22日、更正処分及び賦課決定処分を不服として審査請求をした。

争点は、本件受給権は、相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。

請求人の主張

被相続人の死亡により請求人が取得した米国の遺族年金を受給する権利(受給権)について、①被相続人に帰属すべき権利又は被相続人の出捐に基づいて発生した権利が被相続人の死亡に直接起因して相続人に移転した実体のある場合に当たらず、②相続開始時点で客観的時価が存在しないことから、相続税法第3条(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当しない。また、③日本の公的年金が相続税の課税対象とならないのは、日本の公的年金の性質上、当然に相続税の対象外となっているものであり、米国の公的年金制度も、日本の公的年金と同様の性質を有しているから、当然に相続税の対象外とすべきものである。

審判所の判断

本件受給権が相続税法第3条第1項第6号に規定するみなし相続財産に該当するか否かの判断において、前記①の要件があるか否か根拠は、同号の文言、趣旨のいずれからも見いだせず、前記②に関していえば、財産の評価に関する規定であって、同号のみなし相続財産該当性の判断において検討すべき規定ではないし、受給権に財産的価値があることは明らかである。

また、前記③に関しては、日本の公的年金が相続税の課税対象となっていないのは、その年金受給権が相続税法第3条第1項第6号に該当するもの、それぞの法律(国民年金法、厚生年金保険法など)に非課税規定が設けられているからであって、米国の遺族年金を受給する権利については、法令上、相続税が課税されないこととなる非課税規定は設けられていない。よって、本件受給権は、相続税が課税されるものとなる。

注目の一冊

家族信託の税金

(三訂版)

山田 吉隆 著

平成18年に信託法が全面改正されたことにより、家族信託の利用者が増える一方、士業など支援者の責任が問われる裁判が増えている。現在は、契約書の作成の責任追及が主体となっているが、今後はそれに加えて「税金」について支援者の説明義務が問われる訴えも起きてくるものと思われる。

本書では、信託税制と難題と言われている「遺留分問題」「債務控除問題」及び「相続税法9条の4と同9条の5の矛盾」について解説。

例えば、民法上の「遺留分制度」が信託法上の信託受益権に対して適用されるのかという問題。現時点では、最高裁での結論が出ておらず、信託受益権と遺留分の関係が曖昧な状況となっている。

そのような問題について、士業等の支援者には、委託者側に情報提供義務・リスク説明義務がある。また、税務上においても、様々な問題が潜んでいるということを論理的に説明することが必要である。

家族信託に関わる士業等の方々必読の書である。

B5判、284ページ。定価2970円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-141、FAX03-38829-4001)。



ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

<p>贈答品</p> <p>「香典返し」「内祝い」等に</p>	<p>プレゼント</p> <p>「就職祝い」「退職祝い」等に</p>	<p>景品</p> <p>「ゴルフ大会の景品」等に</p>
----------------------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------------

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。
【※有効期限:2031年3月31日】

全国酒販協同組合連合会(全酒協)



ビール2本券 ¥915(非課税)



清酒特撰券 ¥2,880(非課税)



缶ビール2本券 ¥560(非課税)



清酒上撰券 ¥2,470(非課税)

登録番号関東財務局長 第00090号 / 一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。

新 口福なる 晩酌術

酒と食のジャーナリスト・著述家 山同 敦子

雪国のイメージが強い酒処ですが、日本酒は北海道から沖縄まですべての都道府県で造られています。南北に長く、気候の差が大きい日本では、各々の風土に合った酒造りの流儀を生み出してきました。技を駆使して地方色豊かな日本酒を醸し、土地の産物や料理と共に人々に愛されてきたのです。近年、空調を完備する酒蔵が増え、温度コントロールも容易になってきました。優れた酒米品種として知られる兵庫県産の山田錦の入手も可能になり、酒造技術もオープンになっています。地域差は徐々に薄れ、いまでは造り手による差の方が大きいとも言われます。とはいえ、日常酒クラスには土地の米を使う酒蔵も多く、伝統の技や食の好み、県民性などによって、地域による味わいの差は歴然と残っています。

地域の味を知るのには楽しく、好みの日本酒を選ぶときに役立ちます。そこでまず、純米酒を飲むことが多い私が、普段感じている地域別のおおまかな特徴を紹介しましょう。個々の日本酒では、当てはまらない場合もあり

銘酒処は寒冷地に限る？

地域の特徴を大まかにつかむ

ますので、あくまでも参考として捉えてください。

■地域別の味の特徴

- 東北……すっきりスリムで軽やか、透明感を感じる綺麗なタイプが多い
- 関西……コクがあり、濃醇で、甘辛の点では中庸。出汁に合う酒が多い
- 九州……濃厚で、甘味も酸もある、味のしっかりとしたタイプが多い

次に、純米酒より地域の差がはっきりとしている一般酒の特徴を、国税庁による全国市販酒類調査「一般酒：甘辛度・濃淡度の都道府県別分布」（令和2年～5年度の平均値）を元に紹介しましょう（宮崎、鹿児島、沖縄は酒蔵数が少ないため含まれていません）。

■著しい特徴がある都道府県（図表から数値順に抽出）

- 甘口……岡山、大分、長崎、兵庫、佐賀、広島、大阪、愛媛
 - 辛口……岐阜、高知、富山、鳥取、香川、徳島、静岡、石川
 - 濃醇……岐阜、三重、愛知、京都、石川、和歌山
 - 淡麗……新潟、栃木、広島、愛媛、群馬、富山、茨城
- 濃くて辛い岐阜県、対局は淡麗で甘い広島県。同じ北陸で比べて、富山県は淡麗辛口で、隣の石川県は辛口ですが濃醇という特徴が、データ分析からわかります。

【規定の概要】
勤務等が国内及び国外の双方にわたって行われた場合の国内勤務に基づく国内源泉所得計算は、所基通1611-41で、Aの算式によるものとされています。

この規定を基に、非居住者にかかる国外源泉所得のBの算式が、「所得税質疑応答事例」（大蔵財務協会刊、平成14年12月現在所）に掲載されています。

さらに、ある解説書には「国内において行う勤務がない場合の給与は、それが国内で留守宅家族に支払われようと、国外で現地払い」とあるが、これは誤りである。国内において行われた勤務に基づく国内源泉所得計算は、所基通1611-41で、Aの算式によるものとされています。

非居住者の国内及び国外の双方にわたって行われた場合の勤務等及び国内給与が著しく少額の場合の取扱いは、

国際税務

あつたらいいな
こんな規定

税理士 永田 金司



非居住者が入院・治療で来日した場合の滞在日数は？

具体的な事例についてFAQなどで明示を

【算式A】

$$\frac{\text{給与又は報酬の総額}}{\text{国内において行った勤務又は人的役務の提供の期間}} \times \frac{\text{給与又は報酬の総額の計算の基礎となった期間}}{\text{国内において行った勤務又は人的役務の提供の期間}}$$

【算式B】

$$\frac{\text{国外源泉所得}}{\text{給与等の総額}} \times \frac{\text{出国日数} - \text{ホームリーブ日数} - \text{海外休暇の日数}}{365 - \text{ホームリーブ日数} - \text{海外休暇の日数}}$$

されようと国内源泉所得に該当しないことになり、我が国において非課税となります」とあります。具体的な事例はありませんが、日本の医療機関への通院、入院治療のための来日及び上記休暇のための来日が当

たと考えます。次に、所基通1611-41において、国内勤務に係る部分の金額が、給与総額に対する金額に比して著しく少額である場合は、全額を非居住者に係る所得とみてよいとの定めもあります。この場合の著しく少額とは、絶対的な少額なのか、相対的な少額なのかです。【対処に悩んだ事例】（ケース1）国内勤務から除かれる滞在日数は？コロナで一時帰国し、数日間通院を余儀なくされた場合、短期滞在者免脱規定では、入院で出国が困難な場合は滞在日数から除くことありますが、通院も国内勤務日数には含まれていないのではと、悩んでいます。（ケース2）著しく少額の金額基準は？日本非居住者で、日本法人に1カ月に

2、3日来日する者がおります。日数からみると、国内勤務の割合は10%未満ですが、もし、月額報酬が350万円ですと、3日国内勤務でも納税額は約7万円（350万円×3/30×0.2042%）です。この金額が著しく少額なのか、税務署から指摘されますと、不納付加算税10%の7000円が課されます。【あつたらいいな、こんな規定】ケース1は、滞在日数から除かれる例示をFAQで示していただけたら…。ケース2は、著しく少額は、絶対的な数値かと考えますが、所基通1611-41の解説で、金額按分の例も挙げられていますので、著しく少額となる例も挙げただけなら助かるのですが…。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度における個人課税部門の調査等において、実地調査を行った件数になります。

答え = A 万 B, C D E 件
ナンプレの予想難易度：6

	4		8		6	5	7
8	3		5			4	
		7	1	2		E	
			7	5		2	
6					D		9
2	A	3		8	B		
C			4	1	8		
9			7			1	2
4	1	2	3				7

応募方法
正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。
✉ quiz@zaikyo.or.jp
当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。
<締め切り> 6月22日(日)
前回の答え 5 兆 6, 6 4 1 億円

豊かな経験、確かな技術。

DAIICHI
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.

Ⓢ 大一電気工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介

高松市福田町13番地3
TEL (087) 821-3913

日本産酒類の魅力をPR

福岡局 東京農大の小泉名誉教授が基調講演

福岡国税局は5月24日、太宰府市の九州国立博物館で日本産酒類の魅力を紹介する「『伝統的醸造り』ユネスコ無形文化遺産登録記念イベントin福岡」を開催した。

当日は、会場とオンラインを合わせて約200人が参加した。はじめに主催者を代表して、大石一郎局長が「由緒ある太宰府でのイベントを契機に我が国の魅力ある日本酒、焼酎などが世界に羽ばたいていくことを期待している」とあいさつした。

イベントでは、東京農業大学の小泉武夫名誉教授が「日本の伝統的醸造りとその奥義」



のイベントを契機に我が国の魅力ある日本酒、焼酎などが世界に羽ばたいていくことを期待している」とあいさつした。

イベントでは、東京農業大学の小泉武夫名誉教授が「日本の伝統的醸造りとその奥義」

田中署長がラジオに出演

高崎署 査察の経験談など語る

群馬・高崎税務署の田中聖一署長は、高崎駅にあるラジオ高崎サテライトスタジオで地元企業や官公庁のトップにスポットを当てたインタビュー番組に出演した。田中署長は、税務署の概要と沿革、国税庁の組織理念、税務署長の仕事内容、酒類業の健全な発達や税務職員の採用試験等を紹介した。このほか、自身が長年従事した査察の経験談



を語り、強制調査から検察官への告発までの流れも説明、インタビューを驚かせていた。また、高崎経済大学出身の田中署長は、40年前の学生時代と現在の高崎の様子を比較しながら、変わりゆく建造物と変わらない上毛三山の雄大な姿を感じながら、第二の故郷で仕事ができる喜びを熱く語った。

大石局長ら招き総会を開催

福岡局間連 河野会長が再任

福岡国税局間連税連合会(河野武司会長)は5日、福岡市で第52回通常総会を開催した。役員や青年・女性部長らと来賓として福岡局の大石一郎局長、長尾雅博課税第2部長、黄瀬検全国間連税連合会副会長、友誼団体の代表らが出席した。

河野会長のあいさつに続き、令和7年度事業計画の重点事項として、消費税等に関する研修会の開催や周知と



功績者表彰や永年在職者表彰写真なども行われ、総会後には大石局長が「地経学的視点から見た国際経済」の演題で記念講演を行った。

この後、懇親会が開かれ、地元の銘酒を味わいながら親睦を深めた。

当日は、来賓として名古屋中税務署の栢原弘行署長らが出席した。

花本氏が講演

名古屋中法人会

公益社団法人名古屋中法人会(杉浦正樹会長)は5月28日、名古屋東急ホテルで第14回通常総会を行った。写真

議事では、令和6年度収支決算が可決承認されたほか、税務研修会開催など税知識の普及を目的とする事業、

「税に関する絵はがきコンクール」税の啓発活動など納税意識の高

催された。

て、納貯連は①納税資金の備蓄を奨励し、国税、地方税の期限内完納をより一層推進する、②中学生の「税についての作文」募集等を中心とした広報活動を行い、税の正しい理解者、協力者の拡大を図るなどを承認した。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

金子署長が卓話

博多署管内納貯連 博多青申会

福岡・博多税務署管内納貯蓄組合連合会(坂本文比古会長)の第59回定期総会と博多青色申告会(同会長)の第51回定期総代会が5月29日、福岡市で開催された。

坂本会長のあいさつに続き、令和7年度事業計画とし

「e-Tax、e-LT AX及び源泉所得税のダイレクト納付、ネットバンキング等を利用したキャッシュレス納付の普及拡大」「広報活動の充実」「組合組織の充実強化と活性化」を盛り込んだ令和7年度事業計画案および収支予算書案などを審議し、承認した。

当日は、名古屋東税務署の辻川雅章署長、名古屋東部東税務事務所

の藤田真治所長、杉浦康嗣名古屋東区長ら来賓多数が出席した。

議事では、役員改選が行われ鬼頭会長を再任した。また、「租税教育の推進」「租税の自主納付体制の確立」

された。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。

総会後には金子健太郎博多署長が「税のあれこれ」と題し卓話を

行った。